

6 (11) 若手人材を確保したい

従業員への奨学金返還支援を実施する県内の農業法人に対して補助します。

ものづくり企業奨学金返還支援事業

県では、県内ものづくり企業（※）の人材確保及び若者の県内定着等を図るため、従業員への奨学金返還支援を実施する企業に対する補助事業を実施しています。若手人材の確保や定着に向けてぜひご活用ください。

※ものづくり企業とは、「ものづくり産業振興に関する県民条例（平成19年宮城県条例第47号）」第2条第2項に規定する企業となります。

第2条 この条例において「ものづくり産業」とは、次の各号のいずれかに該当する業種をいう。

- (1) 食料品製造業、電子部品・デバイス製造業、電気機械器具製造業等の製造業
- (2) 機械修理業、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業その他の工業製品の設計、製造又は修理と密接に関連する事業が属する業種

2 この条例において「ものづくり事業者」とは、ものづくり産業に属する事業を行う者をいう。

※農業法人において、食料品の製造等も行っている場合はものづくり企業として認められる場合がございますので、ぜひご相談ください。

（食料品の製造等が主たる事業である必要はありません。農業法人は会社法上の会社又は有限会社に限りません。）

○対象企業の要件

- (1) 県内に本社を有するか、県内に本社を有しないが県内に支社・工場等を有し、県内に勤務地を限定した採用を行っていること。
- (2) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者であること。

※詳細については下記の産業人材対策課ホームページをご覧ください。下記のお問い合わせ・相談窓口にご連絡ください。

(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sanzin/syougakukin.html>)

○補助内容

- (1) 補助対象 従業員への奨学金返還支援に要する経費
- (2) 補助率・補助期間 1/2、最長6年間
- (3) 補助上限額 従業員1名あたり22万5千円（/年）

お問い合わせ・相談窓口

・宮城県経済商工観光部産業人材対策課企画班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁14階

電話 : 022-211-2764

Email : sanzin@pref.miyagi.lg.jp